

業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、別紙の仕様書、図面等（以下これらを「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない事項については、発注者と受注者で協議して定める。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(業務計画表等の提出)

第4条 受注者は、仕様書等に基づき、業務計画（工程）表及びその他発注者の指示する書類（以下この条において「業務計画表等」という。）を作成し、この契約の締結の日から10日以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定により提出された業務計画表等を審査し、不相当と認められるものがあるときは、期限を指定して補正させるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(業務報告)

第5条 受注者は、業務の遂行に関し、仕様書等に基づき、発注者に業務報告を行わなければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができる。

2 受注者は、発注者から委託業務に関する報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面をもってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者で協議して書面をもって定める。

(管理責任)

第8条 受注者は、業務の着手から完了に至るまで、その業務の管理及び使用人等の行為についてすべて責任を負わなければならない。

2 受注者は、業務履行の管理をつかさどる責任者を定め、発注者は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定め、それぞれ書面により通知するものとする。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第9条 受注者は、施設等の全部又は一部を故意又は善良な管理者としての注意義務を怠ったことによって、き損又は滅失したときは、当該施設等の原状回復の責任を負うものとし、これによって生じた経費は、発注者に請求できないものとする。

2 受注者は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第10条 受注者は、委託された業務を遂行するにあたり事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従わなければならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者及び使用人は、業務上知り得た事項や個人情報の保護に細心の注意を払い、これらを他に漏らしてはならない。契約期間が満了した後、若しくは契約が解除された後、又はその職を退いた場合も同様とする。

2 受注者は、前項に定めるほか、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 受注者は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(検査)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に対して通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会のうえ、業務の完了を確認するための検査（成果品を目的とする契約においては、その検査）を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者の検査を再度受けなければならない。この場合において、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 成果品を目的とする契約においては、第2項の検査に合格したときをもって、当該成果品の引渡しを完了したものとする。

(業務委託料の支払)

第13条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 本条の定めにかかわらず、業務委託料の支払い等について、発注者と受注者が協議のうえ、異なる方法を定めた場合は、当該定めが優先する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から既履行分に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(業務の履行責任)

第15条 発注者は、第12条の規定による検査において、通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日以後に発見されたものについては、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者という。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の責めに帰すべき事由によって委託を完了することができなくなった場合においては、受注者は、契約期間全体における業務委託料（単価契約においては契約期間全体の業務委託料見込額とし、この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料とする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。次に掲げる者が本契約の解除を申し出た場合も、同様とする。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により裁判所から選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により裁判所から選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生ずることがあっても発注者はその責めを負わないものとし、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は、必要があると認められるときは既済部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、その支払額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第16条の2 受注者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

2 受注者は、受注者の下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請事業者等に指示し、その旨について下請事業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項により損害を生じたときは、その損害を発注者に対して請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間全体における業務委託料（単価契約においては契約期間全体の業務委託料見込額とし、この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料とする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する

遅延利息の率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第19条 受注者は、第12条第4項の引渡しの後に発見された成果品の瑕疵を発注者の指定する期限までに補修するものとする。

2 発注者は、前項の瑕疵の補修に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、発注者の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するものとする。

(立入調査)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。